

## 処分の事実及び理由

### 第1 処分の事実

1. 被処分者■■■■■（以下「被処分者」という。）は、昭和59年4月17日登録札幌第332号をもって司法書士の登録を受け、同日札幌司法書士会に入会し、現在は平成18年12月27日に設立した司法書士法人甲の特定社員として業務に従事している者である。

なお、被処分者は、平成16年3月1日、簡裁訴訟代理等関係業務を行う法務大臣の認定を受けている。

2. 受任した事件の処理を他人に行わせ、かつ放置していた事実

(1) 被処分者は、平成16年8月31日に、A（以下「A氏」という。）から、自己破産の申立てについて依頼され受任していた。

(2) しかし、受任当時、被処分者は同席しておらず、補助者B（以下「B」という。）が単独で行って、被処分者に事後承諾を行っており、A氏とは面会していない。

(3) その後、同年9月17日に株式会社C（以下「C」とう。）からA氏の職場に支払督促（同年6月24日付）が送達され、同月21日事務所にその旨の連絡があった。

被処分者は、支払督促が発せられてから3か月が経過していること、その間CとA氏とで話し合いをしていないことから、破産するから支払督促を取り下げるよう被処分者から申し出て止めることは難しいと考え、毎月1万円程度の分割払いの和解をしておき、3か月後に破産の申立てをする旨をBを通じてA氏に伝えた。

(4) 被処分者は、同年10月1日に前記支払督促の異議申立てをし、同月28日、これにより移行した貸金等請求事件の第1回口頭弁論期日にA氏の訴訟代理人として出頭し、Cと毎月末日限り1万円を支払う旨の和解した。

(5) その後、被処分者は、破産の申立てについて何ら手続を行わず、A氏が平成18年3月20日に札幌司法書士会に苦情を申し出た後の同年4月10日に破産申立書を提出するまでの1年6か月間そのまま放置した。

(6) A氏は、前記(4)の和解によりCとの間で、少なくとも、本来支払わないはずであった金13万円の支払を余儀なくされた。

(7) 平成18年5月17日、被処分者はA氏に初めて会い、A氏がCに支払った金13万円のうち、前記(4)の和解による当初の3か月分(3万円)を差し引いた金10万円を、お詫び料として支払った。

3. 合同事務所の他の司法書士に自ら行うべき業務の一部を行わせていた事実

(1) 被処分者は、平成16年10月ごろから合同事務所を構成するD司法書士(以下「D」という。)及びE司法書士(以下「E」という。)と共同で事件の受任契約をし、不動産登記の申請事件については、そのすべてを被処分者の事件簿に登載し、被処分者を代理人として登記の申請をしていた。しかし、実際の個々の案件の処理は、D、Eの両名が行っており、また、被処分者は、平成16年の改正後の不動産登記法(平成16年法律第123号)が施行された平成17年3月以降、本人確認情報を作成する必要がある事件については本人確認をするようになったものの、それ以前の他の事件については、ほとんど関与していなかった。

(2) 前記の体制は、被処分者が合同事務所の代表者としてそのすべてを被処分者の受任事件としたものであるが、受任した事件のすべての報酬は被処分者の収入としており、D、Eには給与で支払っていた。

(3) また、債務整理事件については、被処分者を含め他の司法書士も関与することなく、補助者が単独で処理することもあり、職印の管理についても、被処分者の手元には保管してあるも

の、合同事務所のだれもが使用できる状態にあった。

#### 4. 職務上請求書の不適切な管理・使用

- (1) 被処分者は、札幌司法書士会から自らが頒布を受けた戸籍謄本・住民票の写し等の職務上請求書(以下「職務上請求書」という。)のうちの多数をD、Eそれぞれの判断で使用させた。
- (2) 職務上請求書の使用等については、被処分者を含めて特別にだれが管理してチェックするといった体制は採っておらず、補助者が地方の出先機関へ行く際にあらかじめ2～3枚渡すこともあったが、未使用分の返還及び控えの確認はしていなかった。
- (3) 平成17年以降の職務上請求書の控えを確認したところ、控えが不明なものが7～8枚あり、また、Dが受託した事件についても、Dに職務上請求用紙を使用させていた。

## 第2 処分の理由

以上の事実は、当局の調査、札幌司法書士会の調査報告書及び被処分者の供述等から明らかである。

札幌司法書士会会則及び司法書士倫理規範において、司法書士は、事件を受任した場合は、速やかに着手し、遅滞なく処理しなければならないと定められているところ、被処分者が受託事件の処理を1年6か月遅延した行為は、この義務に違反していることは明らかである。また、被処分者と依頼者が面談をしないで事件を受任し、かつ、事件を補助者に任せきりにした行為は、他人による業務の取扱いを禁止する規定に違反するとともに、補助者に業務を補助させる場合には、その指導及び監督を厳正にするよう注意しなければならないとした規定にも違反するものである。

さらに、被処分者のしたことの和解行為は、和解の時点で破産申立ての方針を決定していた事実に照らせば、依頼者に余分な支払義務を負わせるものであり、事実、事件処理遅延と相俟って、依頼者に少なくとも、本来支払わないはずであった金13万円の支払を余儀なくさせた。これらのことは、業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ誠実にその業務を行わせてはならないと定めた規定に違反するものである。

合同事務所において各々の司法書士が受任する事件については、当該事件を受任した司法書士が責任をもって処理すべきところ、他の司法書士に登記申請人の本人確認を行わせていることなどから、これら被処分者が行っていた業務処理体制は、他の司法書士が被処分者自らが行うべき業務の一部を行うことを容認したものであり、不適切である。

また、被処分者が司法書士会から頒布を受けた職務上請求書を他の司法書士が使用することは、その司法書士が被処分者と合同事務所を構成する者であっても、職務上請求書を他人に利用させたものであって、また、職務上請求書の控えの管理が不十分であり、かつ、被処分者が関与しないところで使用している事実及び控えの一部が不明なことから不正に使用されているおそれもあり、職務上請求書を使用する有資格者としての自覚を欠くものであって、札幌司法書士会「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」の頒布等に関する規程に反する行為である。

被処分者のこれらの行為は、司法書士法第2条(職責)、同法23条(会則の遵守義務)及び司法書士法施行規則第24条(他人による業務取扱いの禁止)、並びに札幌司法書士会会則第79条(品位保持)、同第87条(依頼事件の処理)、同第98条(会則等の遵守義務)、同第101条(補助者等の使用責任)に違反し、司法書士としての自覚を欠き、その品位を損ない、司法書士の社会的信用を著しく失墜させるものであって、その責任は重大である。

しかしながら、業務処理に対し司法書士法人とするなど一定の改善が見られること、また、事件放置によって生じた損害を賠償しているなどの酌量すべき事情も認められる。

よって、司法書士法第47条第2号の規定に基づき、主文のとおり処分する。